

いじめ防止基本方針

小金井市立小金井第二中学校

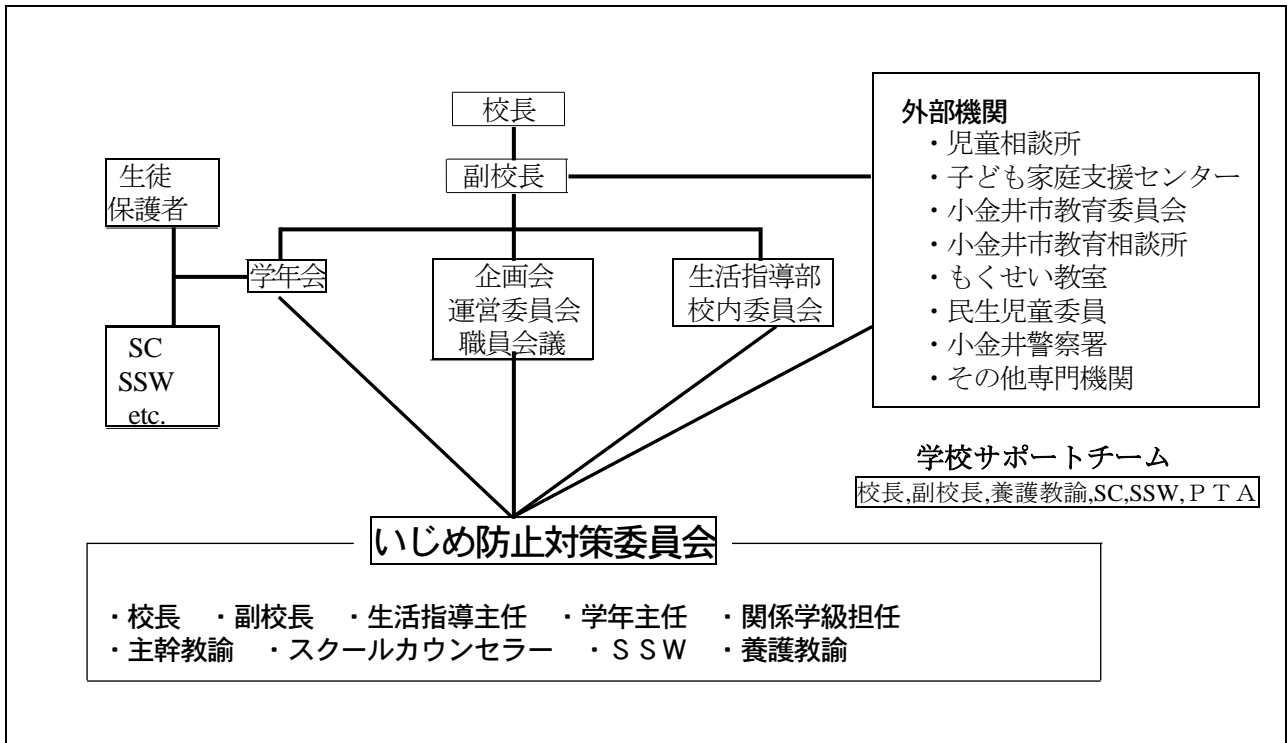
いじめの定義

・生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

1 基本方針

- 1 いじめ防止対策委員会の役割を明確にし、組織で取り組む。
- 2 いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こり得るという認識を全教職員がもつ。
- 3 全教職員が、いじめの定義を正しく理解し、どんな軽微ないじめも見逃さない認識を生徒にも教職員にももたせる。
- 4 豊かな情操と道徳心、人間関係力を養う教育の推進を行う。
- 5 生徒たち自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い行動できる主体的な態度の育成を行う。
- 6 いじめられている生徒の立場で考え、解決を図る。
- 7 スクールカウンセラー等の活用など生徒の悩みを受け入れる相談体制を強化する。
- 8 普段から生徒と教員との信頼関係を築く。
- 9 保護者との連携を図り、問題解決のために理解と協力を得ながら対応する。
- 10 精神科医やSSW等、専門的な知識を有する専門家を講師とした研修を実施する。
- 11 SC、SSW、児童相談所や警察等関係機関とも連携を図り、様々な立場で支援を行う体制を整える。
- 12 再発を防ぐために、解決しても卒業するまで見届ける。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織



3 いじめに対する取組

1 未然防止

(1) 生徒が安心して生活できる学級・学校づくり

- ア 分かる、できる、活かす授業の実践に努め、生徒一人一人が達成感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- イ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導を行う。
- ウ 学校や学級が、生徒にとって自分が必要とされていると実感でき、自己肯定感をもてる場にするため、生徒が活躍できる場や機会をできるかぎり設定していく。
- エ 生徒が気軽になんでも相談ができる関係を構築する。

(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

- ア 一人一人の教職員の力を生かしながら組織としての機能を発揮して、いじめの解決を図ることができるようにするため、コミュニケーションを図りやすい職場環境づくりを心がける。
- イ 全教職員が「学校いじめ防止基本方針」について共通理解する。
- ウ 「いじめ防止対策委員会」の役割を明確化し、定期的な会議を開催する。
- エ 精神科医やSSW等、専門的な知識を有する専門家を講師とした研修を実施する。

オ P D C Aサイクルによる取組の評価に基づき、必要に応じて次年度の「学校いじめ防止基本方針」の改訂を行う。

(3) いじめを許さない指導の充実

ア 生徒がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚できるようにするため、弁護士を講師として招き、「いじめ防止授業」を実施する。

イ 全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる指導を行わせる。

ウ 学校の全教育活動を通じた道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(4) 生徒が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

ア 生徒同士がお互いの個性を尊重し、共に認め合う態度を育む指導を行う。

イ 生徒のインターネットに関する使用状況の実態把握に努めるとともに、生徒にモラル教育をすすめるなど迅速に対応する。

ウ セーフティ教室で SNS の使い方や危険性を認識させ、トラブルを起こさない、巻き込まれないことを意識させる。

(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

ア 保護者、地域、関係機関との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。必要に応じて、教育相談室、子ども家庭支援センター、民生委員などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

イ 「学校サポートチーム」会議を必要に応じて開催する。

2 早期発見

(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知

ア 行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じている場合は「いじめ」に該当するという「いじめ」の定義に対する教職員の共通理解を促進する。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

イ 「いじめ防止対策委員会」によるいじめの認知を徹底する。

(2) 生徒の様子から初期段階のいじめを素早く察知

ア 学級担任による日常的な生徒への声かけと様子の観察を行う。

イ 学級担任による定期的な個人面談を行う。

- ウ 学期初め等の「いじめ発見チェックシート」を活用する。
- (3) 全ての教職員による状況把握
- ア 全教職員による校内巡回等による計画的な観察を実施する。
 - イ 一人一人の教職員の気付きを「いじめ防止対策委員会」へつなげる仕組みを構築する。
 - ウ 生徒に関する情報の引き継ぎ、共有の徹底を行う。
- (4) 生徒からの訴えを確実に受け止める体制の構築
- ア 年間6回「ふれあいアンケート」を実施し、「ふれあいアンケート」をもとに、一人一人の生徒から直接話を聞き、思いをくみ取る。
 - イ 一年生にスクールカウンセラーによる全員面接を一学期に実施し、スクールカウンセラーとの相談しやすい関係作りを行う。
 - ウ 特別支援コーディネーターやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを中心とした教育相談体制を充実させる。
 - エ 「東京都いじめ相談ホットライン」「外部相談機関」の紹介と「いじめ防止カード」の活用を行う。
- (5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報
- ア 保護者相談や面談、家庭訪問などを実施し、保護者が相談しやすい環境を整える。
 - イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、保護者会等で紹介し、保護者からの要望に応じて、保護者相談を実施する。
 - ウ PTA、「学校サポートチーム」委員等からの情報提供や通報を活用する。
 - エ 民生・児童委員、主任児童委員、青少年健全育成協議会、自治会役員、卒業生やその保護者などからの情報提供や通報を活用する。
 - オ 警察、子ども家庭支援センター、児童相談所など関係諸機関からの情報提供を活用する。

3 早期対応

- (1) 「いじめ防止対策委員会」を核とした対応の徹底
- ア 速やかに校長・副校長・生活指導主任に報告し、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
 - イ 対応経過と改善の進捗状況を確認し、対応者への助言を行う。
 - ウ 対応記録のファイリングを行う。
 - エ 解消を確認する。

(2) 被害の生徒への対応

- ア 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える対応を行う。
- イ いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。
- ウ 養護教諭やスクールカウンセラー及び医師などと連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- エ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するための体制づくりを行う。また、家庭訪問の実施等を行い、生徒に安心感をもたせる。

(3) 加害生徒への対応

- ア 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした態度で継続的に指導する。相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。

(4) 重大事態につながらないようにするための対応

- ア 被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保と不安を解消するよう努める。
- イ 加害生徒に対する組織的な指導と観察を行う。
- ウ 被害生徒の保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないよう指導体制について説明し理解を得る努力をする。
- エ 加害生徒の保護者に対し、指導経過を報告するとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に活かす。
- オ 必要に応じて、保護者会、「学校サポートチーム」会議等の開催し、支援を依頼する。
- カ 必要に応じて、警察、児童相談所などの関係諸機関と連携した対応を行う。
- キ インターネットを通じて行われるいじめの対応を行う。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態発生の判断

ア 教職員による重大事態の定義の確実な理解

- ・いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ・いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

*生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査する。

イ 重大事態の発生が確認された場合、学校は、電話等で、直ちに教育委員会に、重大事態の発生を報告する。

(2) 被害の生徒の安全確保、不安解消のための支援

ア 被害の生徒が二度といじめを受けることのないよう、全職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。

イ 保護者に対し、対応方針や対応経過の説明を行うと共に、保護者の心のケアを行うために積極的にスクールカウンセラーを活用する。

ウ 保護者の理解を得ながら、精神科医やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と相談、連携して支援を行う。

エ 学校復帰のための支援、学力を身に付けさせるための支援、将来の自立に向けた社会性を身に付けさせる支援等、生徒の実態に応じて長期的な視野に立った支援を行う。

オ 不登校に至った生徒に対しては、適応指導教室（もくせい教室）への入室や保健室などの別室登校など、緊急避難措置を実施する。

(3) 加害生徒の更生に向けた指導及び支援

ア いじめの行為に対し、教職員は毅然とした態度で指導を行う。

イ 保護者への説明を行い、学校との協力関係を構築する。また、必要に応じてスクールカウンセラーを活用し保護者のケアを行う。

ウ 加害生徒に対し、教職員やスクールカウンセラーが面接等を通して、更生のための支援を行う。

エ 被害を受けた生徒が安心して授業を受けられるよう、必要に応じて加害生徒を別室で学習させる。

オ いじめが犯罪行為として疑われる場合は、速やかに警察に通報を行う。

カ 加害生徒の環境やこれまでの行為を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携して、更生への支援を行う。

キ 加害生徒及び周囲の生徒の学習が妨げられ、状況に改善が図られないと判断した場合は、懲戒による指導、出席停止による安全確保を行う。

(4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決

ア 保護者、PTA役員等に協力を依頼し、協力体制により問題解決を図る。

イ 「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決を図る。

ウ 学校だけでは解決困難な場合は、東京都教育センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言を受け問題解決に当たる。

(5) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

ア 所管教育委員会において、教育委員会で調査を行うか、学校で調査を行うかを決定する。

イ 被害の生徒の学校復帰と再発防止を目的として、欠席し始めた時点で、他の生徒の聞き取り等、調査の準備を始める。

ウ 被害生徒及び保護者に対し、調査結果に関する適切な情報提供を行う。

エ 教育委員会教育長に調査結果の報告を行う。

いじめ発見チェックシート（いじめ発見のポイント）

年	組	番	生徒名

1 表情・態度

- 笑顔がなく沈んでいる。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
- 感情の起伏が激しい。
- ぼんやりとしていることが多い。
- わざとらしくはしゃいでいる。
- 周りの様子を気にし、おどおどとしている。
- いつも1人ぼっちである。

2 身体・服装

- 体に原因が不明の傷などがある。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。
- シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
- けがの原因をあいまいにする。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- ボタンが取れている。
- 服に靴の跡がついている。

3 持ち物・金銭

- かばんや筆箱等が隠される。
- 机や椅子が傷つけられたり、落書きされていたりする。
- 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。
- ノートや教科書に落書きがある。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- 必要以上のお金を持っている。

4 言葉・行動

- 他の子どもから、言葉かけをを全くされていない。
- 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
- 職員室や保健室の付近でうろうろしている。
- すぐに保健室に行きたがる。
- いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。
- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。
- 家から金品を持ち出す。

5 遊び・友人関係

- いつも遊びの中に入れない。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- 特定のグループと常に行動を共にする。
- よくけんかが起こる。
- 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りさせられたりする。
- 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がる。
- 友達から不快に思う呼び方をされている。
- グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
- プロレスごっこ等にいつも参加させられている。

6 教師との関係

- 教師と視線を合わせなくなる。
- 教師とかかわろうとしない、避けようとする。
- 教師との会話を避けるようになる。